

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令について所要の規定の整理を行う。(本則関係)
- 2 この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和九年四月一日)から施行する。(附則関係)